

ガソリン等の価格の高騰から国民生活及び社会経済を守るための
施策を講ずることを求める意見書

長期化するウクライナ情勢の影響等による原油価格高騰が進み、レギュラーガソリン価格は170円から180円/ℓを超えることが日常的になっている。新型コロナウイルス感染症の影響で国民生活及び経済活動は激しく疲弊しており、追い打ちをかけるようなガソリン価格高騰の悪影響は計り知れない。

既に緊急避難的にガソリン・軽油・灯油・重油を対象とする補助金の支給上限を最大25円に拡充し継続して対応をしているが、依然小売価格の高騰を抑えられていない状態である。

租税特別措置法等には、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間の税率を停止し、本則税率に戻すことができる、いわゆるトリガー条項が規定されている。

エネルギー価格の高騰から国民生活や社会経済を守るために、国民一人ひとりの目線に立って、特例税率の在り方についての協議及び現状では発動が停止されている揮発油税等のトリガー条項を発動させることができるようにすべきである。

よって国におかれては、次の各事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 ガソリンの価格高騰時における揮発油税等のトリガー条項の発動停止規定の削除等を検討すること。
- 2 トリガー条項の発動停止規定を削除する際は、灯油・重油も対象に含めること。
- 3 揮発油税等のトリガー条項の発動により発生する税収減に対し、増税等国民へ更なる負担を求めないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

茅ヶ崎市議会